

○戸田市バリアフリー基本構想推進協議会要綱

令和4年11月29日
市長決裁

(設置)

第1条 戸田市移動等円滑化促進方針及び戸田市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に関する必要な事項を協議し、バリアフリー化の計画的な推進を図るため、戸田市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本構想に基づく特定事業計画の事業進捗に関すること。
- (2) 基本構想の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他バリアフリーの推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表第1の委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員（別表第1の9の項に規定する委員は除く。次項において同じ。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、学識経験者の中から選出する。
- 3 会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 別表第1の2の項から8の項までに規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員が委任状（別記様式）にて指名する者（同じ団体の職員とする。）が代理として出席できるものとし、同表の9の項に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（協議結果の報告）

第7条 会長は、第2条に掲げる事項の協議を完了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

（謝金）

第8条 会長及び副会長の謝金として、別表第2に定める額を予算の範囲内で支払うものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

団体・組織名		人数
1	学識経験者	2
2	障害者団体	戸田市身体障害者福祉会
		戸田市心身しうがい児・者を守る親の会
		戸田市聴力障害者協会
3	高齢者団体	戸田市老人クラブ連合会

4	子育て支援団体	特定非営利活動法人戸田ほっと社会館	1
5	地域活動団体	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	1
		戸田市町会連合会	1
		戸田市商工会	1
		戸田市民生委員・児童委員協議会	1
6	施設設置管理者	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	1
		国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所	1
		埼玉県さいたま県土整備事務所	1
7	公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	1
		国際興業株式会社	1
		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	1
8	公安委員会	埼玉県蕨警察署	1
9	市		8

別表第2（第8条関係）

役職等	金額（円）
会長	14,000
副会長	13,500

別記様式(第6条関係)

委任状

年月日

(宛先)

戸田市バリアフリー基本構想推進協議会会長

団体名 _____

氏名 _____

私は、同団体の(代理人の職・氏名)_____を代理人と定め、下記事項について代理人へ委任します。

記

・第 回戸田市バリアフリー基本構想推進協議会における議決について